著者紹介

神尾真知子(かみお まちこ)

1975年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業

1980年 慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程単位取得満期退学

現 在 日本大学法学部教授

専 攻 労働法・社会保障法

担当章 第Ⅰ章、第Ⅱ章2、第Ⅲ章1·4·5、第Ⅳ章3·4、第Ⅴ章、第Ⅵ章

〈主な論文〉

「育児・介護休業法改正の意義と立法的課題――2009年法改正が残したもの」季刊労働法227 号 (2009年)

「均等法改正における『性差別禁止』の広がりと深化――男女双方に対する性差別禁止と間接 差別 | 季刊労働法214号 (2006年)

「男女賃金差別の法理――法解釈の限界と立法論」日本労働法学会編『講座21世紀の労働法 第6巻 労働者の人格と平等』(有斐閣、2000年)

〈読者へのメッセージ〉

労働法は身近な法律ですが、知らないと権利を主張できません。どんな権利があるのか、本 書を読んで学んでください。しかし、労働法は、労働問題のすべてについて定めているわけで はなく、労使自治に委ねている部分も多いのです。したがって、労使自治の部分では、交渉に よって中身を決めていくことになります。交渉力を身につけることも大切です。交渉力は労働 法の知識があって初めて力を持ちます。

増田幸弘(ますだ ゆきひろ)

1988年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業

1994年 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得満期退学

現 在 日本女子大学人間社会学部准教授

専 攻 社会保障法・労働法

担当章 第Ⅲ章1、第Ⅲ章2·3·6·7、第Ⅳ章1·2

〈主な論文等〉

「子育ち・子育てのための金銭給付」日本社会保障法学会編『新・講座社会保障法第2巻 地域生活を支える社会福祉』(法律文化社、2012年)

「産業衛生と関係法規――法学の立場から」日本産業衛生学会関東産業医部会編『産業医ガイド――基本管理業務からメンタルヘルスまで』(日本医事新報社、2010年)

「介護提供体制の組織と構造――サービスの質を保障する視点から」日本社会保障法学会編『講 座社会保障法第4巻 医療保障法・介護保障法』(法律文化社、2001年)

〈読者へのメッセージ〉

労働法は、労働衛生や産業ソーシャルワークを考える際の基礎となります。この本が、医師・看護師・保健師・福祉関係者の方々にもお役に立つことを願っております。私は足掛け8年間、佐賀医科大学で古賀昭典先生の後任として医学教育と看護学教育に携わってきました。現在は、『女工哀史』の刊行の4年前、大正10年に開設された「女工保全科」と「児童保全科」を前身とする、日本女子大学の社会福祉学科で福祉学教育に携わっております【Web資料番外 日本女子大学校社会事業学部女工保全科・大正10年のカリキュラム】。これまで出会った医療者や福祉関係者の方々のことを思い浮かべながら、この本を書きました。

内藤 恵 (ないとう めぐみ)

1982年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業

1988年 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得満期退学

現 在 慶應義塾大学法学部教授

専 攻 労働法·社会保障法

担当章 第Ⅲ章1

〈主な論文〉

「労働契約における使用者の安全配慮義務――労働者の身体的・精神的過労、ストレス等による労災事案を中心として|慶應義塾・法学研究81巻12号(2008年)

「『公益通報者保護制度』と労働契約における労働者の義務」世界の労働〔日本ILO協会〕54 巻 6 号 (2004年)

「労働契約における労働者の誠実義務――イギリス雇用契約上の implied terms の議論を中心として」法学研究76巻11号(2003年)

〈読者へのメッセージ〉

時代が変わり、労働組合の組織率が18%程に減少しても、なお労働者と使用者との間に存するギャップは解消されていないと感じます。むしろ自分自身が労働者としていかなる地位に置かれており、またいかなる権利を持つかを、考えない人々が増えているようにも感じます。そのような風潮のなかで、せめて本書を手に取られる読者の皆様には、社会法と呼ばれる領域がいかに通常の生活に密接な関わりを持っているかを感じ、考えて戴きたいと願っております。なお体調不良から執筆にほとんど貢献出来ずに終わった私ですが、数年に及ぶ研究会においては、考えさせられることが多くありました。その重要性が読者に伝わることを、祈念しております。